

宮城県防災会議地震対策等専門部会設置要綱

(設置)

第1 第五次地震被害想定調査（以下「調査」という。）に係る調査方法・評価等に関する専門的な事項の指導・助言を受け、もって円滑な調査を実施するため、宮城県防災会議に地震対策等専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 部会は、調査に関する次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 想定地震に関すること
- (2) 調査事項に関すること
- (3) 調査手法に関すること
- (4) 想定被害の程度に関すること
- (5) その他調査に関し必要な事項に関すること

(組織等)

第3 部会は、宮城県防災会議委員若干名及び専門委員をもって組織する。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理するため、副部会長を置く。副部会長は、部会長が指名する。

(会議)

第4 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じ、部会の会議に部会委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 第2に規定する事項で緊急又はより具体的内容を検討するため、部会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置することができる。

- 2 幹事会は、専門委員のうち、部会長が指名する者をもって構成する。
- 3 幹事会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

(委任)

第6 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、調査完了の日限り、その効力を失う。